

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

広島県人事委員会  
委員長 船木孝和

## 広島県人事委員会規則第四十四号

### 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則

#### する規則の一部を改正する規則

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部改正)

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第四条 削除		
第四条 (多学年学級担当手当)	第四条 条例第六条第一項に規定する人事委員会規則で定める職員は、教諭、助教諭及び講師で次に掲げる者以外のものとする。 一 給料の調整額を支給している者 二 二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の二分の一に満たない者 三 二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が一週間に満たない者 四 一日につき、別表第三上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる額とする。 第五条 多学年学級担当手当の支給に関する事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。	第四条 第六条第二項に規定する人事委員会規則で定める額は、授業又は指導に従事した日一日につき、別表第三上欄に掲げる額とする。 第六条 第二項に規定する人事委員会規則による多学年学級担当勤務実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。
第六条 多学年学級担当手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給するものとする。	第六条 職員が翌月の給料の支給日前において職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号。以下「給与規則」という。）第十一条に規定する非常の用に充てるためにその支給を請求したとき、又はその所属する支給義務者を異にして異動し、退職し、若しくは死亡したときは、その職員の多学年学級担当手当は、前項の規定にかかわらず、その請求又は異動、退職若しくは死	第六条 第二項に規定する人事委員会規則による多学年学級担当勤務実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

亡の日までの分をその際に支給するものとする。

別表第三 削除

別表第三（第四条関係）

区分	支給額
三の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	三百五十円
二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	二百九十円

別記様式を削る。

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一の調整数の欄中「一」を「〇・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この人事委員会規則は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は令和九年一月一日から施行する。

（令和九年十二月三十一日までの間における別表第一の調整数に関する経過措置）

第二条 令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの間ににおける第二条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則別表第一に規定する調整数は、「〇・七五」とする。